

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

所属名	地域ケア推進課
担当者名	吉樂 季生
担当電話	025-757-3511

保険者名	①計画に記載した取組と目標の内容	②目標を設定するに至った現状と課題	③数値目標 (数値を設定していない場合は評価する基準)	④令和6年度に実施した 具体的な取組と数値 目標(③)の実績	⑤左記(③と④)を 評価する手法	⑥評価結果 (⑤による評価。 選択基準は記載 例参照)	⑦評価結果を受けた 課題と対応策
十日町市	介護予防・生きがいがづくりの推進 ○介護予防普及啓発事業	今後、後期高齢者も増加することが見込まれ、介護認定者のリスクも高まることが予想されるため、高齢者自らが介護予防に取組むことの必要性について発信していく必要がある。	介護予防講演会 2回 介護予防教室 600回	介護予防講演会 4回 介護予防教室 428回	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	○	地域の通いの場等での介護予防教室の実施は充実しているが、今後、通いの場のない地域での教室の実施に取り組んでいく必要がある。
十日町市	介護予防・生きがいがづくりの推進 ○地域リハビリテーション活動支援事業	地域ケア個別会議において高齢者に対する専門職によるアセスメント及び指導の必要性が求められており、専門職による訪問体制を確立する必要がある。	リハビリテーション専門職検討会実施回数 2回	リハビリテーション専門職検討会実施回数 0回	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	×	配置状況調査のみとなつたため、R7年度は配置状況を広く共有するとともに、顔の見える関係づくりと地域リハビリテーションの課題共有のために検討会を実施していく。
十日町市	介護予防・生きがいがづくりの推進 ○生活支援体制整備事業	生活支援を必要とする要支援認定者等の増加が見込まれる中、住民主体型による訪問型サービスB事業の拡充と担い手の養成を推進する必要がある。	○訪問型サービスB事業実施団体数 7団体 ○生活・介護支援サポーター養成講座受講者数 10人	○訪問型サービスB事業実施団体数 6団体 ○生活・介護支援サポーター養成講座受講者数 14人	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	◎	今後、訪問型サービスBの利用増加が見込まれる中、担い手不足の解消が必要。また、利用者ニーズも多様化していることからスキルアップを図ることが重要である。住民主体型による実施事業者の発掘や訪問型サービスB提供団体、包括、居宅と意見交換会を行うことでスキルアップ、効率アップを図る。
十日町市	安心して暮らせる地域づくり ○地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステムの深化・推進、保険者機能の強化の観点から困難事例型、介護予防型の地域ケア個別会議を継続的に実施していく必要がある。	○地域ケア個別会議開催回数(介護予防型) 10回(20件) (困難事例型) 10回 ○地域ケア推進会議開催回数 1回	○地域ケア個別会議開催回数(介護予防型) 10回(18件) (困難事例型) 8回 ○地域ケア推進会議開催回数 1回	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	◎	回数はほぼ目標値で継続できている。回数を維持するとともに、会議の内容の充実を図る。
十日町市	安心して暮らせる地域づくり ○在宅医療・介護連携推進事業	今後、高齢化の進行や高齢者世帯の増加等により切れ目のない医療と介護の提供体制の充実が求められることから、医療機関と在宅介護サービス事業者等との連携を推進する必要がある。	○人生会議(市民啓発事業) 8回 ○多職種研修会 6回	○人生会議(市民啓発事業) 6回 ○多職種研修会 6回	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	◎	令和6年度まで医師会に委託事業として実施。令和7年度からは市直営事業として実施するため、より一層の医療・介護に関わる専門職からの課題の共有や連携を強化していく。

保険者名	①計画に記載した取組と目標の内容	②目標を設定するに至った現状と課題	③数値目標 (数値を設定していない場合は評価する基準)	④令和6年度に実施した具体的な取組と数値目標(③)の実績	⑤左記(③と④)を評価する手法	⑥評価結果 (⑤による評価。選択基準は記載例参照)	⑦評価結果を受けた課題と対応策
十日町市	認知症施策の推進 ○認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座を実施し認知症の理解促進と見守り対戦を強化する必要がある。	認知症サポーター養成者数400人	認知症サポーター養成者数351人	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	◎	こども園や小中学校での開催も取り組まれており、引き続き、認知症に対する理解を広げる働きかけを継続していく。
十日町市	介護給付の適正化の推進 ○要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合	○今後、総人口・生産年齢人口が減少する中、特に介護ニーズの高い後期高齢者人口の増加が見込まれる現状を見据えて、給付適正化事業を実施し、給付費の増大を抑え、持続可能で安定した介護保険制度の運営に努める必要がある。 ○介護給付の適正化を推進するため、主要事業を4事業から3事業に再編し、それぞれの具体的な目標を定め、取組状況を介護保険運営協議会などにおいて公表し、実施内容の充実を図る必要がある。	①認定調査内容の点検実施率100% ②ケアプラン点検訪問調査点検事例数10事例 ③医療情報との突合・縦覧点検360件	①認定調査内容の点検実施率100% ②ケアプラン点検訪問調査点検事例数15事例 ③医療情報との突合・縦覧点検304件	③に記載する数値目標に対する④の実績数値に基づく評価	◎	①要介護認定における公平・公正かつ適切な調査を実施するための必要な知識・技能の習得と向上を図る必要があるため、介護認定調査員の研修を行う。引き続き市職員による認定調査の全件点検を実施する。 ②介護支援専門員に対し、自立支援に貢献する適切なケアマネジメントの実践に向けた支援を行う必要があるため、引き続きケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。また、受給者の状態に応じた適切な住宅改修、福祉用具の給付に繋げていく必要があるため、事業者、介護支援専門員に対し制度の趣旨・手続きなどの理解の促進を図るとともに、計画的な点検を実施する。 ③引き続き新潟県国民健康保険団体連合会に委託するとともに、効果が高いと見込まれる帳票を点検・評価し、保険給付の適正化に取り組む。